

平成 27 年 3 月 31 日
ジャパンフーズ株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

《次世代育成支援対策推進法とは》

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めていくこととされています。

《一般事業主行動計画とは》

次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てしやすい職場環境づくりを目指して企業が策定する計画です。

《ジャパンフーズ株式会社一般事業主行動計画》

社員の働き方を見直し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

(1) 計画期間：平成27年 4月 1日 から 平成30年 3月31日まで

(2) 内容

目標1：正社員・非正規社員・男性社員・女性社員ともに産前産後や育児休業を利用できることや、休業中、休業後の待遇、労働条件の周知、育児休業給付、社会保険料免除など育児に関する制度を利用できることの情報提供を行う。

〈対策〉平成27年 4月～ 社内ホームページに育児に関する情報を掲載する。

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること。

〈対策〉平成27年 4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知徹底。

目標3：社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施。

〈対策〉平成27年10月～ 子ども参観日実施。

目標4：上記目標の実施状況について年度末に計画の検証を行い、PDCA サイクルを確立する。

〈対策〉平成28年 3月平成27年度通期レビューを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

平成29年 3月平成28年度通期レビューを行う。必要に応じて計画の変更を行う。

平成30年 3月平成29年度通期レビューを行う。子育てサポート企業認定申請。

以上